

久米島町立小中学校照明設備 LED 化業務
公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久米島町が発注する久米島町立小中学校照明設備 LED 化業務（以下「本業務」という。）について、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた技術力及び信頼性を有する最も適した受注候補者を特定するため行う公募型プロポーザル方式による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公募型プロポーザル方式

参加者を公募し、その参加者のうち一定の条件を満たすものから提出された提案書等を評価基準に従い評価し、受注候補者を特定する。

(2) 参加者

第8条第1項の参加申込書を提出したものをいう。

(審査委員会及び審議案件、審議事項)

第3条 本業務の公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により厳正かつ公平に契約の相手方を特定するため、審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 審議案件

ア 久米島町立小中学校照明設備LED化業務

(2) 審議事項

ア 久米島町立小中学校照明設備LED化業務公告（主に参加資格要件及び提案書の評価基準に関する事項）の審査

イ 参加申込書の審査

ウ 提案書の評価

エ 受注候補者及び次点受注候補者の特定

オ その他必要な事項

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員5人以内で組織し、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 教育長

(2) 教育課長

(3) 総務課長

(4) 企画財政課長

(5) その他教育長が必要と認める者

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育長を、副委員長は教育課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議に付する必要がないと認める場合には、持ち回り審査により過半数の委員の同意をもって、会議の審査に代えることができる。
- 5 会議は、非公開とする。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(公正な委員会の運営)

第6条 第13条の事務局は、委員と参加者との間の接触又は利害関係等の有無について、委員会による提案書の評価の前に、委員からの聞き取り等により確認するものとする。

- 2 受注候補者を特定するまでの間に、参加者から委員に対して故意の接触があった場合は、委員は事務局へ通報することとし、当該参加者を評価対象から除外するものとする。
- 3 委員会が提案書の評価に入った後に、委員から評価内容に関して利害関係がある旨の申告があった場合は、当該委員は、当該評価に関与しないこととする。
- 4 委員が故意に不正行為を行った場合は、委員は辞退し、又は解任されるものとする。

(参加資格)

第7条 募集の参加資格は、次の要件をすべて満たす企業又は団体（以下「事業者」という。）とする。

- (1)仕様書に基づく業務の履行が可能であること。
- (2)沖縄県内に本社又は支社、営業所を有すること。
- (3)過去5年間に国（公団等を含む。）及び地方公共団体との間に類似業務の契約実績があること。
- (4)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6)募集開始の日から参加申込書の提出締切までに、久米島町暴力団排除条例（平成23年条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、又は久米島町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成26年策定）の規定による指名除外を受けていないこと。
- (7)暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。

- (8) 募集開始の日現在において、国税、都道府県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (9) 本事業を運営するにあたって、必要に応じて久米島町と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

(10) 応募者

- ① 本事業を行う能力を有し、法人格を有する単体企業または共同企業体（それぞれが法人格を有する複数の企業の共同）とする。
- ② 共同企業体で応募する場合は、構成員の中から代表者を1者選定するものとし、その代表者が本町との連絡窓口となり、提案に必要な諸手続きを行い、その他の構成員は連携して事業遂行の責を負うものとする。

(11) 応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割をすべて担い、共同企業体の場合は各構成員が次の役割を分担する。

ア リース役割

本町とのリース契約を締結し、各役割を統括し事業実施に関する責を負う。

イ 施工役割

施工に関する業務をすべて実施する。

ウ 調査設計役割

調査・設計業務を実施する。

エ その他役割

上記ア～ウ以外の維持管理、本設備の供給等を実施する。

※上記ア以外の各役割は、複数事業者での構成も可とする。なお、上記ア～エを担う者がそれぞれ異なる場合には、構成員の間で交わされた契約書、覚書などを締結し、その写しを提出すること。

(参加の申込及び参加資格の確認)

第8条 本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、実施要領に定める参加申込書を提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の参加申込書が提出されたときは、当該参加者が公告に定める資格要件に適合するか確認し、適合すると認めたときは、提案書を受理するものとする。

3 応募書類と提出方法

(1) 質問等の受付

ア 受付期限 令和8年1月5日（月）12時まで（必着）

イ 提出方法 メール

ウ 回答方法 一括して取りまとめ久米島町ホームページへ掲載する。

エ 提出書類

- ① 質問書【様式1】

(2) 参加申込書の提出

提案書の提出を希望する者は、以下の要領で提出すること。

- ア 受付期間 令和8年1月13日（火） 17時まで（必着）
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類

① 参加申込書【様式2】

- ・提出期日までに提出のない企業の提案は受け付けない。

② 誓約書【様式3】

- ・本業務契約締結日までに、誓約書の記載事項に反した場合は、失格とする。

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、所定の様式により提出期限までに持参又は郵送により提出すること。

- ア 受付期間 令和8年1月19日（月） 17時まで（必着）
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類

① 会社概要【様式4】

② 実績書【様式5】

③ 企画提案書【様式6】

④ 企画書

- ・実施方針及び具体的な提案、実施スケジュールを記載すること。
- ・社名表記をし、綴じ方は長辺綴じとする。
- ・原則としてA4版とし、20ページ（10枚）以内とすること。

⑤ 見積書【様式7】（任意様式可）

- ・各項目の単価と内訳を記載すること。
- ・消費税は10%で計上すること。

⑥ 添付書類

- i) 会社の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ii) 直近事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
- iii) 納税証明書（地方税及び国税）

(4) 留意事項

- ① 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。
フォントは見やすいフォントとして 11 ポイント以上とすること。
- ② 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。
用紙の大きさは、A4版で綴じたものとする。
- ③ 現場確認等を行わず、仕様書で示す「別紙 既設照明器具数量表」を参考に積算のうえ、企画提案書を作成すること。
- ④ 「別紙 既設照明器具数量表」にない非常照明、誘導灯または構内灯などについては、企画提案時点では LED 化の対象外とする。
ただし、最優秀提案者選定後の現場確認により、LED 化を実施する場合がある。
- ⑤ 電気料金削減効果と二酸化炭素削減量については、1 施設につき 6 時間/日×200 日点灯する

と想定し、次の4点を基本に積算すること。

ア 沖縄電力業務用電力(令和5年6月改訂)、従量電灯(令和5年6月改訂)にて積算

イ 再生エネルギー促進賦課金@3.98円を加算

ウ 燃料費調整額を含めずに積算

エ 沖縄電力発電CO2排出原単位(令和5年度発表)

(5) 提出部数

	提出書類	様式等	部数
1	参加申込書	様式2号	1部
2	誓約書	様式3号	1部
3	会社概要	様式4号	1部
4	実績書	様式5号	1部
5	企画提案書	様式6号	6部
6	企画書	任意様式	6部
7	見積書	様式7号(任意様式可)	6部
8	業務実施体制	任用様式	1部
9	添付書類		1部

※6部のうち、正本1部、副本5部とする。

(6) その他

- ①企画提案に係る費用は、企画提案社の負担とする。
- ②応募書類については、返却しないものとする。
- ③応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- ④応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- ⑤LED化対象小中学校へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。

(評価の基準及び審査)

第9条 委員会は、前条第2項の規定により提出された提案書について、下表で定める基準に基づき、書類評価の評価点を採点するものとする。

評価項目	評価事項
事業遂行能力	プレゼンテーションはわかりやすく、提案内容に具体性、実現性があるか。
	同種の事業、契約実績が多数あり、適正な契約履行が行われているか。
	長期に渡り、安定的に事業執行できる経営状況であり、計画通りの事業執行を行う能力を有しているか。
	過去の実績等を鑑み、製品の調達、工期の遵守を確実且つ迅速に行う能力・体制を有しているか。
施工等管理	計画、施工、維持管理、リース等役割分担が明確で必要な体制が整っているか。
	提案内容は、具体性がある実現可能な体制、工程となっており、期限内に早期完了

	が見込めるか。
	適正な施工監理により、品質管理、安全管理及び労働者の労働環境、条件等に配慮され、関係法令を遵守した信頼性がある提案内容か。
使用機器	提案製品は、累積製造数、販売実績等を十分有し、仕様書に準じた製品であり、照度等の性能は十分か。
	提案製品及び工法は、品質、安全性を十分確保できるか。 アスベスト対策など環境法令に抵触することはないか。
維持管理	製品に関する不具合、事故及びトラブル等が発生した場合に、迅速に対応できる体制及び対策が確保されているか。
	リース期間中の保証が確実に実行される体制になっているか。
	将来的な維持管理を見据え、汎用性のある製品で次回の設備更新や管理に配慮した提案内容か。
事業効果	電力消費量やCO2排出量の削減等に関する提案について、LED化による効果として具体性・妥当性があり、消費電力、CO2排出量の削減効果が十分見込めるか。
	SDGsに寄与した提案内容か。
	各役割に置いて地元事業者の活用等、地域建設業の維持、地域経済に寄与した提案であるか。
独自性	本町に有益となる独自の省エネ提案等の創意工夫があるか。
見積金額	発注条件及び仕様の遵守並びに品質や安全性の確保を前提として、提案内容に要する費用は適正で、町の財政にとって有益な価格か。不適切な単価設定でダンピングとなっていないか。

2 審査及び評価

(1) 第一次審査（書面審査）

ア 久米島町教育委員会において応募資格を満たす者であるか、委託先として適格であるか書面審査を行う。

イ 選定された事業者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション審査）の実施日時等を通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 審査は、企画提案審査委員会によるプレゼンテーション審査を実施し、契約予定事業者を選定する。

イ 審査は非公開で行い、審査結果等に関する問い合わせは受け付けない。

ウ 審査結果については公表するが、審査内容及び審査経過については、公表しない。

エ 第二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。

① 開催日：令和8年2月13日（金）※予定

② 審査会場への入場者は2名以内とする。

③ 実際に携わる担当者が説明し、1業者につき30分の持ち時間（説明20分、質疑10分）で行い、持ち時間の超過を認めない。

(3) 評価

- ア 評価項目に定める項目ごとに採点を行い、審査委員が採点した点数の平均点（小数第2位を四捨五入）をもって得点とする。
- イ 満点は200点とし、最低基準点を120点とする。
- ウ 最低基準点を超えた者のうちから、最も多い得点の高い者を契約の優先交渉権者とする。
- エ 上記ウにおいて、同点により優先交渉権者とすべき者が2者以上ある場合は、選定委員会で協議の上、優先交渉権者を選定する。
- オ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、優先交渉権者とし契約を行う。ただし、最低基準点を満たさない等、プロポーザルが不成立の場合は、再度公募する。

(受注候補者の特定)

- 第10条 委員会は、前条の評価点が高い者から順次、評価順位を決定し、受注候補者として特定するものとする。
- 2 前項の評価順位が第一位又は第二位の者が複数いる場合は、委員会の協議により受注候補者又は次点受注候補者を特定するものとする。
 - 3 町長は、受注候補者に特定した旨を通知するものとする。

(結果の公表)

第11条 委員会は、第10条第1項の規定により受注候補者を特定したときは、次に掲げる事項を町ホームページ等に掲載し、公表するものとする。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務期間
- (3) 受注候補者を決定した日
- (4) 受注候補者の名称及び所在地
- (5) 受注候補者とした理由
- (6) その他必要な事項

(仕様書等の作成及び契約の締結)

第12条 町長は、特定された受注候補者と協議し、公告及び提案書に基づき、本業務の仕様書及び設計書を作成し、予定価格を決定するとともに、受注候補者から見積書を徴し、当該見積書の金額が予定価格の範囲内である場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び久米島町契約規則（平成21年久米島町規則第12号）の規定に基づき、随意契約により契約を締結するものとする。ただし、受注候補者が参加申込書の提出があった日から契約の締結までの間に実施要領に定める参加資格を有しなくなったとき、その他契約の締結が不相当と認められたときは、受注候補者との契約の締結は行わず、次点受注候補者と交渉を行うものとする。

(事務局等)

第13条 このプロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、久米島町教育委員会教育課において担当する。

(委任)

第14条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、公示の日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、本業務の契約締結日限りでその効力を失う。

問い合わせ先

久米島町教育委員会教育課担当：与那嶺

住所：〒901-3121 沖縄県島尻郡久米島町嘉手苺542番地

電話：098-985-2287 F A X：098-996-2254

E-mail：koyoiku@town.kumejima.lg.jp